

財政制度等審議会 財政投融资分科会
説明資料

株式会社日本政策投資銀行

平成 27 年 10 月 29 日
財 務 省

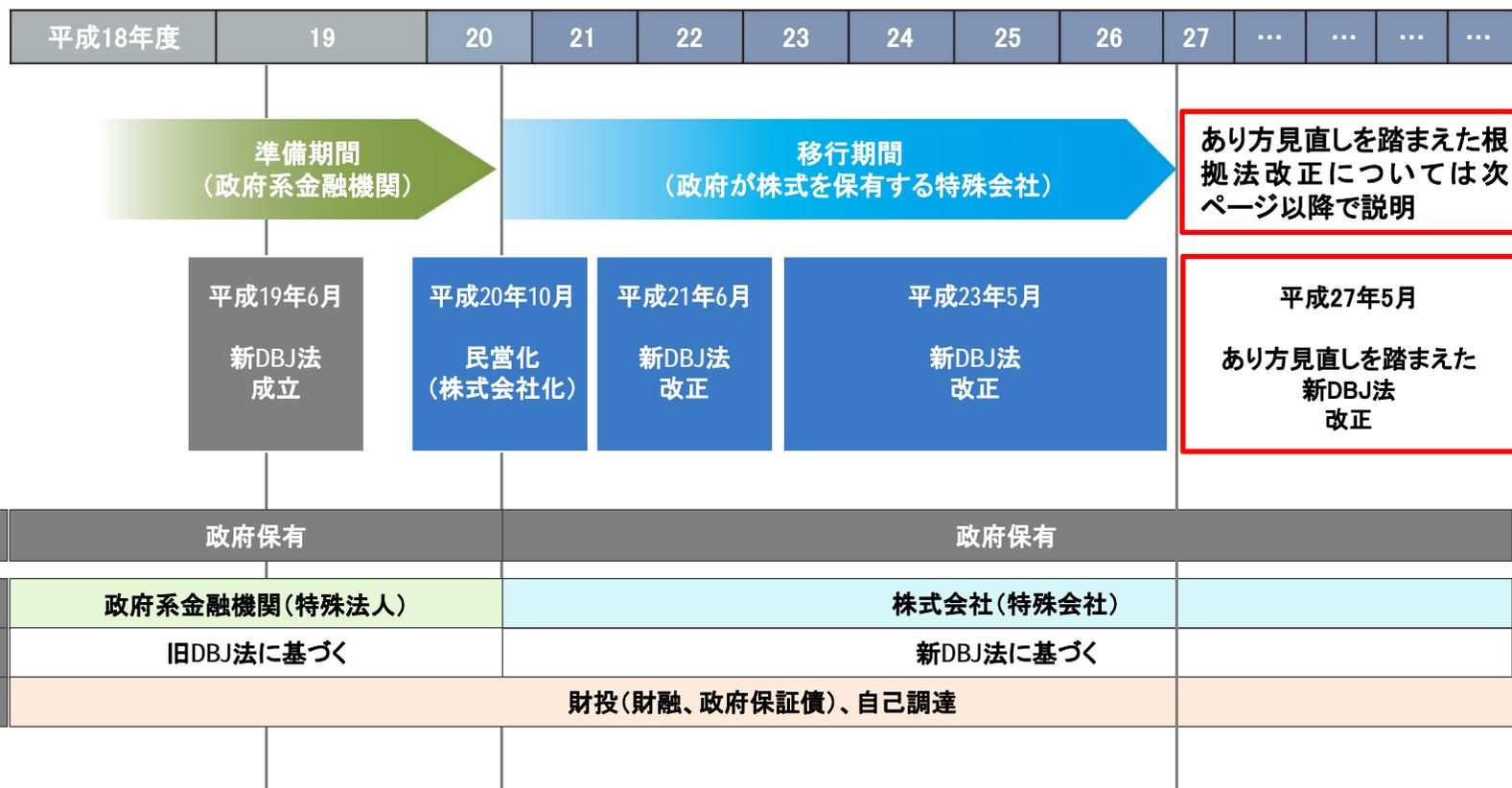
I .当行概要 / 法改正について

プロフィール

設立	2008年（平成20年）10月1日（旧開銀1951年（昭和26年）、旧北東公庫1956年（昭和31年））
設立目的	株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年六月十三日法律第八十五号） 第一条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。
代表取締役社長	柳 正憲
支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所1カ所、海外現地法人3カ所
職員数	1,184名（平成27年3月末）
総資産額（※）	16兆3,606億円（平成27年3月末）
貸出金残高（※）	13兆2,613億円（平成27年3月末）
資本金（※）	1兆2,070億（平成27年3月末：全額政府出資）
総自己資本比率	16.38%（バーゼルⅢ基準、国際統一基準）（平成27年3月末）
発行体格付	A1 (Moody's)、A+ (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)

※は連結の値。

根拠法改正について



<財政投融资措置の位置付け>

「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日行政改革推進本部・政策金融改革推進本部決定)では、「新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるよう、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる」とされ、また「自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を認める」とされており、それを受けて、株式会社日本政策投資銀行法第22条及び第25条にて財融借入と政府保証債発行の措置が規定されている。

今回の在り方見直しを踏まえた根拠法改正のポイント

1. 完全民営化の方向性は引き続き維持

- 目的規定を始め本則は変更なし
- 株式処分期限（5～7年）→（会社の目的の達成に与える影響等を踏まえて）できる限り早期に
→ 引き続き、中期経営計画に基づき、良質なリスクマネー供給や独自のナレッジ創造・提供を通じた、多様な金融プレーヤーとともに円滑な市場を形成するなどといった当行の機能・特色を活かした業務を推進

2. 危機対応業務の適確な実施を図るための措置を講ずる

- 当分の間における、政府による1 / 3超の株式保有義務
- 「危機対応準備金」勘定の新設、定款への記載義務 等

3. 成長資金を集中的に供給する新たな投資（「特定投資」）の仕組みを時限的に創設

（基本的な位置づけは現在の「競争力強化ファンド」を強化するもの。本業務は政策的な業務であり、民業の補完・奨励義務あり。）

- 平成32年度までの決定と、平成37年度を目途とした業務完了（注：DBJの通常業務として行う投資等はそのまま継続）
- 特定投資業務が完了するまでの間の、政府による1 / 2以上の株式保有義務
- 「特定投資準備金」「特定投資剰余金」勘定科目の新設（同準備金には政府出資と同額の自己資金拠出が必要）、定款への記載義務 等

4. 政府関与の継続等を受けた民間金融機関への「配意規定」など

- 政府による関与継続等を踏まえた、DBJの業務全体に対する「適正な競争関係」への配慮義務
（政府信用を背景にした不当な低利融資等により民間をクラウドアウトしない、特定投資による議決権確保等を梃子に周辺業務を独占しない等のことについてよく注意する趣旨）
- 政府は、危機対応・特定投資業務の随時見直しと、その際の民間金融機関の代表者からの意見聴取義務を負う

第3次中期経営計画（平成26～28年度）

日本経済の抱える課題

【日本経済の課題(マクロ)】

- ・少子・高齢化、人口減少
- ・国際競争力低下
- ・経済成長率低下
- ・経済のグローバル化
- ・インフラ老朽化
- ・東日本大震災後のエネルギー問題
- ・地域活力の低下
- ・震災復興・自然災害対応
- ・グローバルな危機の伝播

【金融資本市場の課題】

- ・リスクマネーの供給不足
- ・資金運用機会の不足

【企業の課題(セミマクロ)】

- ・同質的過剰競争の解消
- ・戦略市場の創出
- ・イノベーション/技術開発
- ・危機に強い国・産業・ヒトづくり等

当行としての対応

設備投資調査等による課題の発見

当行の役割

産業金融の中立的な担い手

成長への貢献

- ・競争力強化
- ・環境・ヘルスケア・女性活躍の場の創造等成長分野支援
- ・グローバル化への対応

インフラ・エネルギー

- ・インフラの更新強化
- ・交通ネットワーク等の強靱化・防災
- ・エネルギー供給体制再構築

地域に応じた活性化

- ・成長のサポート(イノベーションの促進/バリューチェーンにおける企業価値発見)
- ・PPP/PFIの活用によるインフラ整備
- ・まちづくりのサポート

セーフティネットの強化

- ・危機対応(自然災害対策・金融市場の安定化等)
- ・平時に培った審査力の発揮
- ・政府との連携



長期的視点に立った良質なリスクマネーとナレッジ(知的サービス)の提供

- 特徴ある金融機能(長期性・大口・投融資一体)
- 触媒機能(中立性を活用した新たな価値創造のためのプラットフォーム)

- 顧客基盤
- 蓄積された経験
- 資本
- 経営資源(中立性、審査・調査能力、R&D力、ネットワーク)の統合運用

金融機関との適切なリスクシェア

「リスクシェアファイナンス」
→滞留する資金の活性化・循環

投資家の運用ニーズへの対応

「市場活性化ファイナンス」
→新たな資金循環の創造

金融の枠を超えたナレッジの提供

「ナレッジバンク」
→新たな価値の創造

Ⅱ.危機対応業務について

危機対応業務の仕組み

危機（内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等）による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた民間金融機関（指定金融機関）が、(株)日本政策金融公庫からの信用供与（①ツーステップローン、②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するもの

【危機対応業務スキーム】



危機対応業務の実績

危機対応関連年表

- ◆ H20年10月1日：指定金融機関として危機対応業務を開始（指定金融機関は現在まで当行及び商工中金のみ）
- ◆ H20年12月11日：金融危機対応融資業務を開始（H23年3月末日まで）
- ◆ H23年3月12日：東日本大震災による被害に係るものを対象に追加
- ◆ H23年12月12日：円高危機対応業務の拡充（利子補給措置等、H26年2月24日廃止）

危機対応業務にかかる増資累計額

2,065億円（うち産投出資1,812億円、交付国債253億円）

→H21年度1次補正において、危機対応業務の実施に伴う財務の健全性を確保するために、
H21年度実施分については産投出資として、その後の実施分については交付国債（※）の形式で予算措置された。

（※）将来の危機対応業務の拡大に機動的に対応した増資の円滑な確保を担保しつつ、財政資金の効率的使用の観点から、現金による出資金は一部に留め、融資の増加に応じて必要な資本金を過不足なく増額できるようにするため、交付国債が措置された。

<参考> 危機対応業務への取組状況

（単位：億円、件）

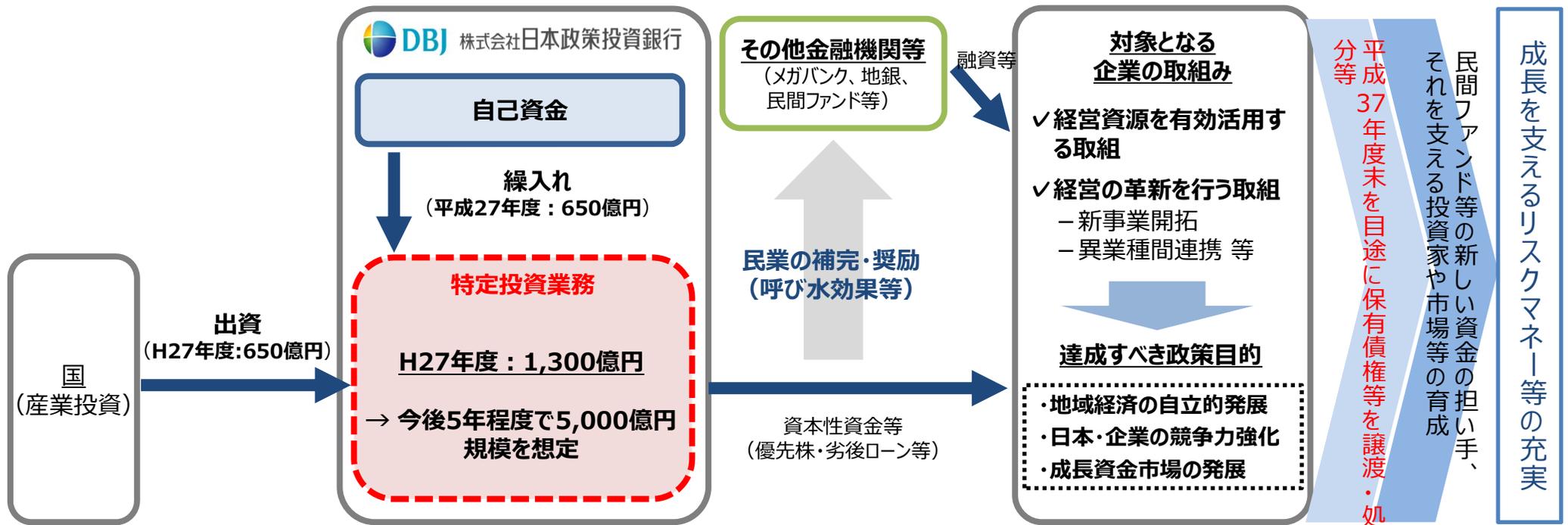
	H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
累計実績（各年度末時点）	33,385	944	42,970	1,090	48,877	1,115	53,877	1,123	55,007	1,129
年度内実績	2,275	127	9,585	146	5,907	25	5,000	8	1,130	6

注) 日本公庫よりツーステップローンの信用供与を受けた金額実績及び件数。

Ⅲ. 特定投資業務について

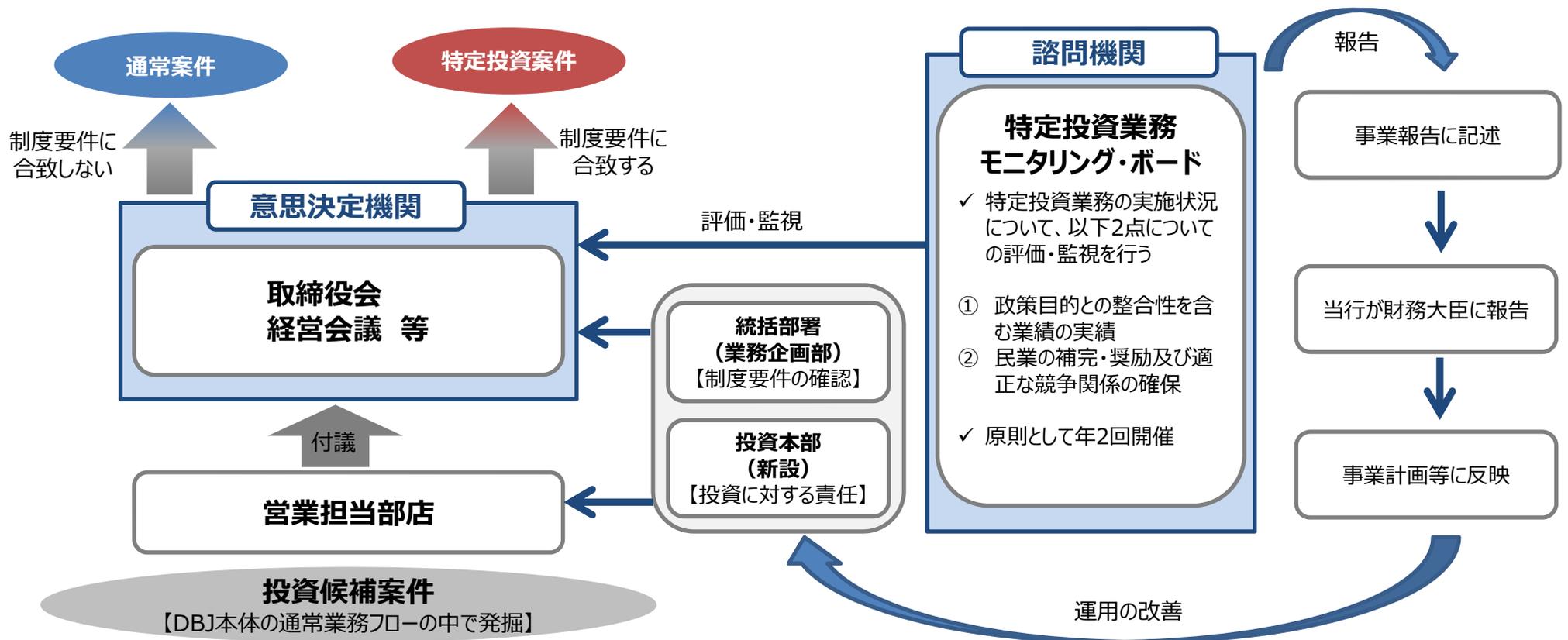
「特定投資業務」の概要

- 政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」中間報告（H26/11）において、当面は当行等を活用して民間資金の呼び水とし、新たな資金供給の担い手・市場・投資家を育成、民間主導の資金循環創出につなげることが期待された。
 - そこで、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の担い手・市場が我が国ではまだ未成熟であるとの問題意識の下、当行による成長マネー供給の時限的・集中的な強化を企図。
 - 従来の競争力強化ファンド（※）での投融資実績を発展させ、新たな投資スキーム（＝「特定投資業務」）を創設。
 - 「日本再興戦略」（H27/6閣議決定）においても当行のリスクマネー供給機能に期待が寄せられているところ。
- ※産投貸付1,000億円及び当行自己資金500億円を財源としてH25年3月に立ち上げ。H27/6末までに12件（約1,300億円）の出融資を決定。



「特定投資業務」の運営について

- 特定投資業務における投融資決定は、DBJ本体の意思決定プロセスを活用している。投融資決定された案件の中で、特定投資業務の要件に合致する案件が「特定投資業務案件」として採択され、要件への適合性については統括部署たる業務企画部が全件これをチェックする。
- なお、特定投資業務の実績の評価、実施における民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況に関する外部からの監視は取締役会の諮問機関である特定投資業務モニタリング・ボードが実施する。



特定投資業務案件の実績

■ 出資決定済み案件

公表時期	民間の共同出資者	事業概要
7月	静岡ガス(株)	タイでガス火力IPP事業を営むプロジェクトカンパニーであるEastern Power and Electric Co. Ltdの発行済株式の一部を、SPCを通じて静岡ガスと共同で買収。海外におけるマネジメント、事業推進及び発電事業のノウハウの取得や、現地でのネットワークを構築することを目的に、将来の事業展開も視野に入れた静岡ガスによる初の海外展開を、地域の地域金融機関である静岡銀行と共同したリスクマネー供給により支援
9月	セイコーインスツル(株)	セイコーインスツル(SII)の半導体事業を、SIIと当行が共同出資により新会社へと切り出し。同社の半導体事業が有する、高い収益性ととともに、グローバル・トップクラスの技術・人材・知的財産・顧客基盤等の経営資源を有効活用し、市場での競争ポジションを最大限に活かすことによる更なる成長を支援。
9月	三菱重工業(株)	三菱重工業(株)が、開発・量産に参画するボーイング社開発中の新型航空機777Xの後部・尾部胴体および乗降扉を製造するにあたり、広島製作所において実施する設備増強投資等に対し、三菱重工と共同で成長資金を供給。三菱重工をはじめとした開発事業に参画する国内メーカーのさらなる国際競争力強化や、地域経済の活性化に貢献。
9月	大森機械工業(株)	大森機械工業(株)と共同で、インド包装機械メーカーMulti Pack Systems Private Limitedの株式につき、買収SPCを通じ追加取得。大森機械等による現地包装機械市場への進出を通じた競争力強化および我が国産業の競争力強化に貢献。
10月	(株)みずほ銀行	みずほ銀行と共同で企業の成長資金ニーズに対応するリスクマネーの供給を目的とした共同投資プログラムを組成。日本企業の事業買収やカーブアウト、事業承継等、成長資金が必要とされる様々な場面において、企業との共同投資や資本増強等を通じてリスクマネーを提供し、日本企業の成長を支援。

○平成27年6月末の業務開始から足下までにおいて、4ヶ月で5件、約350億円の投融資を決定済み。

IV.28年度要求について

平成28年度財投要求の内容

【投融資規模】

- 近年の実績は2.4兆円程度で堅調に推移。28年度については、特定投資業務に付随する案件及び足下の旺盛な設備投資需要等を鑑み、2兆3,300億円を見込む。

【財投資金】

- 投融資規模の増加に伴い、財融を前年比500億円増の3,500億円を要求。また、円安に伴う外債の外貨建て発行額の目減りを補うため、政保外債を前年比500億円増の2,000億円を要求。産投出資（特定投資業務）は27年度並の650億円を要求。

【自己調達】

- 引き続き、発行商品の拡充や新たな投資家層の開拓等に努めるが、28年度については例年並みを想定。

(単位:億円)

	25年度 当初計画	26年度 当初計画	27年度 当初計画	28年度要求	
					27年度比
投融資規模	22,500	21,000	22,300	23,300	1,000
一般投融資	22,500	21,000	21,000	22,000	1,000
特定投資業務	-	-	1,300	1,300	-
要調達額	13,100	13,100	13,750	14,750	1,000
財投資金	6,500	6,500	7,150	8,150	1,000
財融借入金	3,000	3,000	3,000	3,500	500
産投出資	-	-	650	650	-
政府保証債	3,500	3,500	3,500	4,000	500
うち国内債	2,000	2,000	2,000	2,000	-
うち外債	1,500	1,500	1,500	2,000	500
自己調達	6,600	6,600	6,600	6,600	-
社債	4,000	4,000	4,000	4,000	-
民間借入	2,600	2,600	2,600	2,600	-
自己資金等	9,400	7,900	8,550	8,550	-
投融資実績(一般投融資)	24,433	24,312	-	-	-
ご参考:危機対応実績	5,000	1,130	-	-	-